



録画配信はこちら

竹中 秀夫 議員

# 新年度予算における重点施策について問う

Q 予算にかける想いと今後の町政運営は

A 8つの柱に基づく政策を重点的に進めていく

第二次町総合計画前期基本計画の最終年であり、総合計画に掲げるめざすまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」の実現に向け、重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」の3つのプロジェクトの推進に必要な施策に対し重点的に予算を配分した。具体的には、教育環境の充実やGIGAスクール構想のもと、タブレット教育などを活用したICT教育を推進するとともに、子ども子育て家庭を社会全体で支援する施策を推進することや、計画的な道路整備を進めると

問 町政をどのように進めようと考えているのか。新

答 (町長) 次世代へできるだけ負担を送らないよう、行政機能の最適配置や事務事業の見直しなどの行財政改革を進め、経常経費の削減に努める所存である。また、議員各位におかれじめ、町の行財政改革に対し、理解と協力をお願いする。

問 本町の財政状況は、さらに厳しさを増してきていると考えるが、今後の財源不足にどのように対応するか問

答 (町長) 8つの柱に基づく政策を重点的に進めていく。

問 町政をどのように進めようと考えているのか。新

答 (町長) 8つの柱に基づく政策を重点的に進めていく。



録画配信はこちら

河村 善一 議員

# 町の障がい者福祉を考える

Q 障がい児者の親が、親の会の設立を計画

A 親の会の活動に大きな期待を

## 3つの給付金の支給について

12月議会で決まった3つの給付金支給の進捗状況を問う。

①子育て世帯特別給付金の支給について

②住民税非課税世帯等臨時給付金の支給について

③妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金の支給について

答 (子ども支援課長) ①18歳までの対象者4,245人に対し、4,103人に4億1030万円の支給を済ませていて、進捗率は96.7%となっている。

答 (福祉課長) ②3月15日現在、確認書申請書送付者1,547世帯に対し、1,260世帯の受付で、81.45%の提出率で、1,153世帯に振り込み済である。今後は、未提出者あてにお知らせをさせていただく。

答 (健康推進課長) ③妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業について、令和3年4月1日〜12月末日までに生まれられた新生児保護者117名に3月10日に支給した。

## 町の障がい者福祉を考える

令和4年1月生まれの新生児の保護者ならびに振込先変更希望の保護者11名には3月22日に支給する。

問 障がい児者の親が「親の会」の設立を計画されているが

答 (仮称) 「親の会」の設立を計画されているが

②2月24日予定の障がい児者福祉施策推進会議の開催について

③福祉施策推進会議は今後開催されるのか

④ホームページの「新着情報・お知らせ」欄の改善を求める

⑤コロナ禍で、引きこもり、学校へ行かない生徒・保護者に対して、激励の言葉を求める

⑥ひとり親家庭に対し、「福祉サービス利用の実態」をどのように把握しているか

答 (町長) ①今回設立される(仮称)「町障がい児者親の会」の活動に大きな期待を抱いている。将来的には、みんなが支え、支えられる町の「地域共生社会」の実現に向けて、大きな役割を担っていただけるものと期待している。

問 本町の財政状況は、さらに厳しさを増してきていると考えるが、今後の財源不足にどのように対応するか問

答 (町長) 8つの柱に基づく政策を重点的に進めていく。

問 町政をどのように進めようと考えているのか。新

答 (町長) 8つの柱に基づく政策を重点的に進めていく。

答 (福祉課長) ②会議の延期については、委員の多くが障がい福祉サービス事業所に勤務されている方であり、最終的には苦渋の決断であったが、会議の延期を決定させていただき、2月16日に町ホームページに周知した。

傍聴を予定しておられる方への周知について配慮が欠けていたと認識している。今後、委員の皆様、住民の皆様と一緒に考え取り組んでいくという姿勢を大切にしていきたい。

③会議の開催は、今年度は書面での会議とさせていただく。会議資料等については、書面会議後に公開するので、感想や意見があれば福祉施策に反映させる。

答 (みらい創生課長) ④住民の皆様に関覧しやすいサイトの構築に向け、引き続き取り組んでいく。

答 (教育長) ⑤欠席日数が年間30日を超えると不登校であり、1ヶ月の内7日以上欠席のある児童生徒が不登校傾向にあると認識している。

当該児童生徒の苦しみはもろろんのこと、ご家族のつら

障がい児者に対しては、滋賀県障害者自立支援協議会への委託事業のなかで、必要なサービスの提供のための支援者や生活の場等の調整をしていただいている。

問 本町の現状は、2月に7日以上欠席した生徒は、小学校で18名、中学校で27名と、前年に比べ高い数値である。

担任、学年主任、教育相談主任、不登校対応コーディネーター、養護教諭、管理職などが、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、当該児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、それぞれのケースに合った支援を考え対応していく。

答 (福祉課長) ⑥ひとり親家庭においては、一時的に子どもを養育することが困難になった場合は、児童福祉法に基づき、児童相談所が一時保護することとなっている。町においても、子育て短期支援事業に基づき、町が委託するファミリーホーム等で一時預かりにより対応する。

問 本町の現状は、2月に7日以上欠席した生徒は、小学校で18名、中学校で27名と、前年に比べ高い数値である。

担任、学年主任、教育相談主任、不登校対応コーディネーター、養護教諭、管理職などが、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、当該児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、それぞれのケースに合った支援を考え対応していく。

答 (福祉課長) ⑥ひとり親家庭においては、一時的に子どもを養育することが困難になった場合は、児童福祉法に基づき、児童相談所が一時保護することとなっている。町においても、子育て短期支援事業に基づき、町が委託するファミリーホーム等で一時預かりにより対応する。

問 本町の現状は、2月に7日以上欠席した生徒は、小学校で18名、中学校で27名と、前年に比べ高い数値である。

担任、学年主任、教育相談主任、不登校対応コーディネーター、養護教諭、管理職などが、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、当該児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、それぞれのケースに合った支援を考え対応していく。

答 (福祉課長) ⑥ひとり親家庭においては、一時的に子どもを養育することが困難になった場合は、児童福祉法に基づき、児童相談所が一時保護することとなっている。町においても、子育て短期支援事業に基づき、町が委託するファミリーホーム等で一時預かりにより対応する。

問 本町の現状は、2月に7日以上欠席した生徒は、小学校で18名、中学校で27名と、前年に比べ高い数値である。

担任、学年主任、教育相談主任、不登校対応コーディネーター、養護教諭、管理職などが、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、当該児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、それぞれのケースに合った支援を考え対応していく。

答 (福祉課長) ⑥ひとり親家庭においては、一時的に子どもを養育することが困難になった場合は、児童福祉法に基づき、児童相談所が一時保護することとなっている。町においても、子育て短期支援事業に基づき、町が委託するファミリーホーム等で一時預かりにより対応する。

問 本町の現状は、2月に7日以上欠席した生徒は、小学校で18名、中学校で27名と、前年に比べ高い数値である。

担任、学年主任、教育相談主任、不登校対応コーディネーター、養護教諭、管理職などが、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、当該児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、それぞれのケースに合った支援を考え対応していく。

答 (福祉課長) ⑥ひとり親家庭においては、一時的に子どもを養育することが困難になった場合は、児童福祉法に基づき、児童相談所が一時保護することとなっている。町においても、子育て短期支援事業に基づき、町が委託するファミリーホーム等で一時預かりにより対応する。

問 本町の現状は、2月に7日以上欠席した生徒は、小学校で18名、中学校で27名と、前年に比べ高い数値である。

担任、学年主任、教育相談主任、不登校対応コーディネーター、養護教諭、管理職などが、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、当該児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、それぞれのケースに合った支援を考え対応していく。

答 (福祉課長) ⑥ひとり親家庭においては、一時的に子どもを養育することが困難になった場合は、児童福祉法に基づき、児童相談所が一時保護することとなっている。町においても、子育て短期支援事業に基づき、町が委託するファミリーホーム等で一時預かりにより対応する。

問 本町の現状は、2月に7日以上欠席した生徒は、小学校で18名、中学校で27名と、前年に比べ高い数値である。

担任、学年主任、教育相談主任、不登校対応コーディネーター、養護教諭、管理職などが、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、当該児童生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、それぞれのケースに合った支援を考え対応していく。

答 (福祉課長) ⑥ひとり親家庭においては、一時的に子どもを養育することが困難になった場合は、児童福祉法に基づき、児童相談所が一時保護することとなっている。町においても、子育て短期支援事業に基づき、町が委託するファミリーホーム等で一時預かりにより対応する。